

「日光国立公園指定 90 周年記念」連携イベントの募集要項

1. 趣旨

「日光国立公園」の意義の周知、浸透を促進するため、「日光国立公園指定 90 周年」と連携可能なイベントを広く募集する。

2. 要件

関連するイベントの要件は、次の全てに該当するものとする。

- (1) 「日光国立公園」の趣旨や目標に沿うもの。
- (2) 「日光国立公園指定 90 周年」を周知できるもの。
- (3) 自然体験や自然保護活動など、参加・体験型のもの（講演会、写真展などを含む）。
- (4) 実施団体が主体となって実施するもの。
- (5) 令和 6 年 4 月から令和 7 年 12 月までに実施するもの。
- (6) 単に実施団体の親睦を目的としたものでないもの。
- (7) 特定の宗教活動又は政治活動を内容としないもの。

3. 手続き

「日光国立公園指定 90 周年」と連携するイベントについては、別紙の「日光国立公園指定 90 周年記念」連携イベント調査票にて提出し報告する。

4. 「日光国立公園指定 90 周年記念」の冠の使用

連携イベント主催者は、連携イベントとして報告した行事の名称や印刷物等に「日光国立公園指定 90 周年記念」を冠することができる。

5. 「日光国立公園指定 90 周年記念マーク」の使用

連携イベント主催者は、連携イベントとして報告した行事に「日光国立公園指定 90 周年記念マーク」を使用することができる。

6. 横断幕の貸し出し

連携イベント主催者は、連携イベントとして報告した行事で、環境省日光国立公園管理事務所が準備する横断幕を借用できる。イベント中の様子や横断幕前での写真撮影など行い、実施後に参加人数及び写真などの報告とあわせて返却すること。なお、報告時の写真は、環境省日光国立公園の HP 等における活用を想定している。そのため公での使用を了承したものと

することとする。

7. ホームページへの掲載

連携イベントは、環境省日光国立公園並びに栃木県ホームページ等に掲載され、「日光国立公園指定 90 周年記念」連携イベントとして広報する。

8. 附則

- (1)本規程は、令和 6 年 5 月 31 日より施行する。
- (2)本規程の改定は、令和 7 年 3 月 21 日から施行する。